

3 . COP-MOP1の概要

3. 名古屋議定書第1回締約国会合 (COP-MOP1) の概況

< 日程 > 平成26年10月13日～17日 韓国・ピョンチャン COP12と併せて開催

➤ 名古屋議定書が平成26年10月12日に発効。

(発効時点では、7月14日までに締結した50カ国及びEUが議決権のある締約国)

➤ 過去3回開催された政府間会合 (ICNP) における議論及び勧告を踏まえ、発効した議定書の効果的な実施に関して議論が行われた。



< 主な議題 >

- ◆ 締約国会合の手続規則
- ◆ ABSクリアリングハウス及び情報共有
- ◆ 議定書の遵守を促進し、及び不履行の事案に対処するための協力的な手続及び組織的な制度 (第30条関係)
- ◆ 能力開発及び向上並びに人的資源及び制度的能力の強化を支援するための措置 (第22条関係)
- ◆ 名古屋議定書の実施のための資源動員
- ◆ 多数国間の利益の配分の仕組みの必要性及び態様 (第10条関係)

(平成26年10月13日：COP-MOP1開催時点で)

締結済みの国：53カ国及びEU

...COP-MOP1では、50カ国及びEUに議決権、日本を含むその他の国はオブザーバー
...下線は先進国、 は国内未発効のため議決権のなかった国

- [アフリカ (27カ国)] ガボン、ルワンダ、セイシェル、エチオピア、モーリシャス、南アフリカ、
ボツワナ、コートジボアール、ギニアビサウ、コモロ、エジプト、ブルキナファソ、
ベナン、ケニア、ガイアナ、ナミビア、サモア、ウガンダ、バヌアツ、ニジェール、
ブルンジ、マダガスカル、ガンビア、スーダン、モザンビーク、マラウイ、ギニア
- [アジア(13カ国)] ヨルダン、ラオス、インド、フィジー、シリア、モンゴル、タジキスタン、ベトナム、
インドネシア、ブータン、ミャンマー、ミクロネシア、アラブ首長国連合
- [中南米(6カ国)] メキシコ、パナマ、ホンジュラス、グアテマラ、ペルー、ウルグアイ、
- [欧州(7カ国 + EU)] アルバニア、ノルウェー、ハンガリー、デンマーク、EU、スペイン、
ベラルーシ、スイス
- [その他 (北米、オセアニア等)] なし



◆ ABSクリアリングハウス及び情報共有

- ABSクリアリングハウスの技術的な助言を事務局長に行うための非公式助言委員会 (IAC) の設立を決定する

() 委員は締約国から地域バランスを考慮して15名を選出

- 非公式助言委員会は少なくとも1回の会議と必要に応じて非公式オンラインミーティングを実施し、MOP2に成果報告を行う

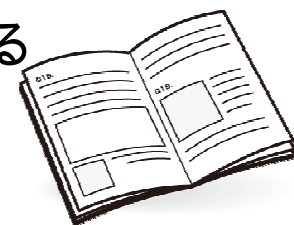
- 非締約国や国際機関等からの情報提供を奨励すると共に、事務局に当該情報を可能な限りフィードバックすること等を決定する

- 締約国・非締約国に対し、各種連絡先の登録を要請・招請する

- ナショナルフォーカルポイント(中央連絡先) … 条約事務局との連絡窓口
- 権限ある当局 … 国内措置に従い、PICを出す当局
- パブリッシングオーソリティ(発行権限者) … クリアリングハウスへの情報掲載責任者
- ナショナルオーソライズドユーザー(国家登録ユーザー) … クリアリングハウスの掲載作業ができるユーザー

- 決議の附属書として、ABSクリアリングハウスの運営の態様()を添付

() 条約事務局、締約国、非締約国のABSクリアリングハウスを通じた情報交換に関する役割について記載



3 . COP-MOP1 ABS-CHに国内措置を掲載している締約国

締約国 58 カ国及びEU (平成27年4月1日時点)

[アフリカ (27カ国)] ガボン、ルワンダ、セーシェル、エチオピア、モーリシャス、**南アフリカ**、



ボツワナ、コートジボアール、ギニアビサウ、コモロ、エジプト、ブルキナファソ、ベナン、ケニア、ガイアナ、ナミビア、ウガンダ、バヌアツ、ニジェール、ブルンジ、マダガスカル、ガンビア、**マラウイ**、スーダン、モザンビーク、ギニア、レソト、**コンゴ民主共和国**

[アジア(14カ国)] ヨルダン、ラオス、**インド**、フィジー、シリア、モンゴル、タジキスタン、**ベトナム**、

インドネシア、ブータン、ミャンマー、マーシャル諸島、ミクロネシア、アラブ首長国連合、**カンボジア**

[中南米(7カ国)] **メキシコ**、パナマ、ホンジュラス、グアテマラ、**ペルー**、ウルグアイ、

ドミニカ共和国

[欧州(7カ国 + EU)] **ハンガリー**、デンマーク、**EU**、スペイン、**ベラルーシ**、ノルウェー、**スイス**、

アルバニア

[その他 (北米、オセアニア等)(1カ国)] サモア

パイロットフェーズ
は終了したが
掲載は少ない

赤字: ABS-CHの国内措置掲載国、下線: 先進国、**灰色**: 国内未発効

◆ 多数国間の利益の配分の仕組み (GMBSM) の必要性及び態様 (第10条関係)

第10条 (抜粋)

締約国は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、
国境を越えた状況で存在するもの又は
事前の情報に基づく同意を与えること若しくは得ることができないものの利用から
生ずる利益の公正かつ衡平な配分に対処するため、
地球的規模の多数国間の利益の配分の仕組みの必要性及び態様について
検討する。

- 締約国、関係政府、国際組織、ILC及び利害関係者に対し、事務局長に意見提出することを招請
- 事務局長に対し、以下に関する調査の実施を要請()
 - (i)名古屋議定書の実施及び、他の多国間の仕組みから得られた経験
 - (ii)他のプロセスで実施中の作業との、可能性のある関連性
- 事務局長に対し、意見及び調査を見直すために専門家会合を開催すること、その成果をMOP2における検討のために提出することを要請()



ノルウェー拠出で実施

- ◆ 議定書の遵守を促進し、及び不履行の事案に対処するための協力的な手続及び組織的な制度(第30条関係)
- 当該手続及び制度、遵守委員会を設置することを決定する
- 遵守委員会はMOP2までに少なくとも1回開催することを決定する
- 各国への意見照会を行う(支援のニーズ及び態様について)



【附属書】： 手続及び制度

- A.目的、性質、原則：条約第27条の紛争解決とは区別 / 対立せず協力的 / 運用は公正・透明等によりガイドされ、途上国締約国のニーズに着目し、難点を考慮 等
- B.組織の仕組み：委員会は15名で構成し、ILC2名がオブザーバー参加可 / 締約国が推薦し、COP-MOPで選出 / 任期は4年もしくは2年 / セッション間に少なくとも1回開催 / 3分の2が定足数 / 委員会は公開が基本 等
- C.委員会の機能：MOPで指定された機能を果たす / 他の遵守委員会と相談可 / 報告書をMOPに提出 等
- D.手続：事案は「締約国自身」「他の締約国」「COP-MOP」に対して提出可 / 事務局は受領から30日以内に委員会・関連締約国に転送 / 関連締約国は60日以内に回答、90日まで延長可 / 29条に基づく国別報告の提出が不可の場合、委員会が調査可 等
- E.手続開始後の委員会のための情報とコンサルテーション： ILCを含む関連ソースから情報探索、受領等が可 / ILCの専門家を含む独立した専門家の助言を探索 / 提供国の招待の上で締約国領域で情報収集可 等
- F.遵守を促進し、不履行に対処するための措置：委員会は締約国の遵守能力、途上締約国の特別なニーズ等を考慮 / 締約国への助言や援助を促進 / 不遵守に関して書面での警告